

○区役所制度について

1. 法律における区役所について

根 拠 法	地方自治法第252条の20
区役所の組織	利便性向上のための出先機関 区長は市職員から任命 職員は市職員の人事異動による
権 限	市長から区長等※に委任された事務及び法律で定められた区長等の事務に関する執行権限を有する。
税 制	自主課税権なし

※区長等:区長、福祉事務所長、保健所長

2. 区役所の所掌事務

区役所の所掌事務については、地方自治法第153条の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち、「福岡市区長事務委任規則」により区長に委任されている事務が明記されている。(地域振興補助金及び子ども育成事業補助金の交付の決定その他の処分に関すること、ほか55件)

3. 区役所関係予算について

区役所関係の予算は、所管局の費目で取り扱われており、議会に対する説明は所管局予算の説明として行われている。

4. 参考:出席要求について

議会からの出席要求については、地方自治法第121条の規定により行っている。

○地方自治法第121条(長及び委員長等の出席義務)

普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。